

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準【新旧対照表】

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 価格評価点の算定方法</p> <p>(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入3位止)</p> <p>① 入札価格が配点基準価格以上の場合</p> $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ <p>② 入札価格が配点基準価格未満の場合</p> $\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$ <p>(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。</p> <p>(3) 無効となった入札参加者の入札価格は、価格評価点算出の対象としない。</p> <p>5～10 (省略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この基準は、令和6年4月16日以降の入札公告に適用する。</p> <p>(2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 価格評価点の算定方法</p> <p>(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入3位止)</p> <p>① 入札価格が配点基準価格以上の場合</p> $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ <p>② 入札価格が配点基準価格未満の場合</p> $\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$ <p>(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。</p> <p>5～10 (省略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この基準は、令和6年4月1日以降の入札公告に適用する。</p> <p>(2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。</p>	<p>入札が無効の場合の価格評価点の取扱いを明記</p>